

1 武蔵野市における長期計画・調整計画について

(1)これまでのあゆみ

武蔵野市は、昭和46(1971)年の最初の「基本構想・長期計画」から、市民参加・議員参加・職員参加による「武蔵野市方式」と呼ばれる計画策定に取り組み、これまで半世紀にわたり、「市民自治」を原則として、長期計画に基づく計画的な市政運営を推進してきた。市民自治とは、市民が主体となって自らの住むまちを築き運営していくという考え方である。

この間、公共施設や下水道などの市民生活の基盤が計画的に整備されるとともに、福祉や教育・環境など各分野で市民と行政の協働による施策が展開され、市民生活全般の水準は着実に高まった。

市民自治の考え方は、本市の市政運営の最も重要な原理として今なお引き継がれている。平成23(2011)年の地方自治法改正により、基本構想策定の法的な義務付けが廃止されたが、長きにわたる武蔵野市方式による計画策定の歴史を踏まえ、武蔵野市方式を制度化した武蔵野市長期計画条例を平成23(2011)年12月に制定した。

また、4年ごとに策定される長期計画のみならず、様々な市政課題解決のために策定される専門的・具体的な個別計画においても、パブリックコメントや意見交換会の実施など、幅広く市民の参加や意見を求めることが、武蔵野市方式という市政運営の一般的なスタイルとなっている。

このような市民自治の理念、市政運営のスタイルを未来へ継承し、発展させていくことを目的とした武蔵野市自治基本条例*(以下「自治基本条例*」という。)が令和2(2020)年4月に施行された。

第六期長期計画・調整計画においても、自治基本条例*及び武蔵野市長期計画条例に基づき、これまで培ってきた武蔵野市方式による策定方式を継承しつつ、対面のみならずオンラインによる策定委員会の傍聴や意見交換・ワークショップの実施のほか、中高生世代と策定委員会の意見交換などの新たな手法を試みながら、より多様で広範な市民参加によって策定している。

「武蔵野市方式」について

武蔵野市方式とは、市民参加・議員参加・職員参加による策定をはじめとする、下記のような、長期計画を中心とした計画的な市政運営に関するシステムのことをいう。

- 地域生活環境指標の作成や人口推計等の調査等の実施による、計画策定に必要な基礎データの整備と公開
- 市民意識調査*等の実施による市民ニーズの把握
- 市民委員による策定委員会を設置し、計画案を策定
- 策定過程における市民参加・議員参加・職員参加の実施
- 策定過程における市民参加のため、討議要綱及び計画案の概要版を市報特集号で全戸に配布
- 市長及び市議会議員の任期にあわせた4年ごとの見直しによる実効性の担保
- 長期計画・調整計画と予算・決算の連動
- 長期計画・調整計画に掲げた施策・事業を各市民委員会や市民参加により実施
- 長期計画に基づき毎年主要事業を指定し、進行管理を実施

(2)調整計画の役割と位置付け

10年間を計画期間として策定される長期計画は、前期5年を実行計画、後期5年を展望計画としている。この中で、市長選挙が行われたときや市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものと規定しており、これが調整計画の策定にあたる。

調整計画は、「市政運営の基本理念」と「施策の大綱」の見直しは行わず、実行計画に掲げた施策のうち、事業未着手、目標未到達等の施策への対応、展望計画として掲げた施策の検討、長期計画策定時からの社会状況の変化により求められる施策についての議論を主軸に、時代背景に応じて見直し、策定するものである。

(3)計画期間と計画見直しのサイクルについて

現在は令和2(2020)～11(2029)年度の10年間を計画期間とする第六期長期計画に基づき市政運営を行っており、調整計画では、長期計画における令和6(2024)～10(2028)年度においての市の政策を見直していく。

なお、円滑な市政運営のため、計画期間の最後の1年は次の計画と重複させて策定することとしており、実質的には市長の任期に合わせた4年ごとの見直しを行っている。

■計画期間と計画見直しのサイクル



(4)策定の流れと本計画案について

武蔵野市第六期長期計画・調整計画は、令和4(2022)年度から2カ年度にわたって策定を行っている。策定にあたっては、令和4(2022)年5月～8月にかけて、オンラインによる無作為抽出市民

ワークショップ及び中高生世代向けのむさしの未来ワークショップ、また無作為抽出及び公募による対面での市民ワークショップを開催した。6月には武蔵野市第六期長期計画・調整計画市民会議が設置されるとともに、8月には、市内在住の有識者、公募により選出された市民及び副市長からなる武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)が設置された。策定委員会では、各種計画や報告書などを参考に、議論が必要と思われる課題・論点について「討議要綱」としてまとめ、令和5(2023)年2月に公表した。なお、第六期長期計画の基本目標及び同実行計画の基本施策の取組み状況について確認を行うため、令和3(2021)年度に構築した新たな行政評価制度(案)に基づく施策評価を試行的に実施し、「第六期長期計画実行計画の取組状況と中間評価」も別冊資料として公表した。

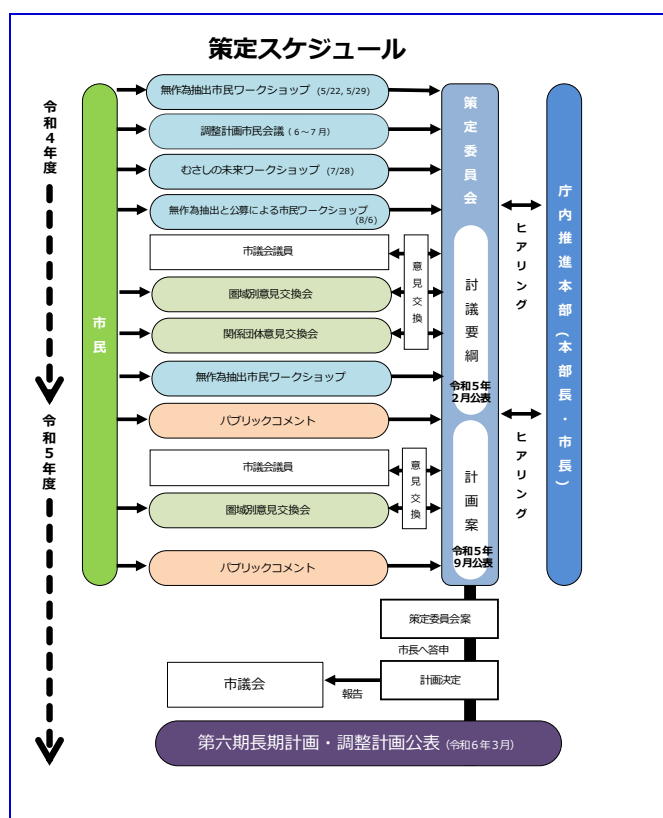
この討議要綱に対して、市民や関係団体、市議会議員等から広く意見を聴取するとともに、令和5(2023)年3月には無作為抽出による市民ワークショップ、4月には教育委員との意見交換、5月には中高生世代との意見交換なども実施したうえで、武蔵野市第六期長期計画・調整計画の原案となる「計画案」を作成した。

討議要綱と同様に、本計画案についても様々な手法により市民や関係者との意見交換を行い、広く意見を求める。

本計画案に係る意見は、策定委員会事務局である市総合政策部企画調整課宛に、意見提出フォーム・Eメール・郵送・ファクス・持参等、表紙に記載の方法で、令和5(2023)年10月16日(月)までにお届けいただきたい。

計画案に対する意見を踏まえたうえで、本年11月頃には、策定委員会案を市長に答申する予定である。

市長は答申された策定委員会案を尊重して調整計画を決定し、市議会への報告を経て、令和6(2024)年3月に第六期長期計画・調整計画が公表される予定である。



討議要綱



【別冊】取組状況と中間評価